

「京丹後ふるさと旅行券」キャンペーンのご案内

1 事業主体 京丹後市観光公社（京丹後市の補助を受けて実施）

2 目的

新型コロナウイルス感染拡大で宿泊客減少などに直面している観光業を支援し、落ち込んだ観光需要の早期回復を目指すため、本市の閑散期（9月・10月）における旅行需要を喚起する宿泊キャンペーンを実施します。また、宿泊施設以外においても、フルーツや米など京丹後の旬の食の魅力を提供することにより、域内消費を喚起するとともに、新たな需要開拓による通年観光へのシフトを図ります。

3 実施期間 令和2年9月1日（火）から10月31日（土）の宿泊分まで。

4 実施内容

- (1) 大手コンビニで、5,000円相当の「京丹後ふるさと旅行券」（以下、旅行券という。）を2,500円で販売します。※旅行券の詳細は、5を参照
- (2) この旅行券を使って宿泊した方に、宿泊施設において、フルーツスマージー及びフルーツとの交換チケットを印刷しあ渡してください。チケットデータは事前に送付します。
- (3) この旅行券を使って宿泊した方の名簿を観光公社に提供していただくことにより、お客様の旅行後に、観光公社から新米や観光情報等をお送りします。
- (4) 宿泊施設において、アンケートの協力を依頼してください。内容は後日フィードバックします。
- (5) 京丹後市が発行する「京丹後市みんなのありがとうクーポン」参加宿泊施設では、クーポンとの併用も可とします。ただし、クーポンの使用は9月30日までです。
また、今後実施される予定の国等のキャンペーンが他のキャンペーンとの併用を可とする場合は、本キャンペーンについても併用できることとします。
- (6) 新型コロナウイルスの感染拡大状況により、キャンペーンの一時中断や利用対象者の制限、実施期間の変更等の内容変更を行う場合があります。

5 旅行券の内容

宿泊代の一部として利用できる旅行券を下記のとおり販売します。

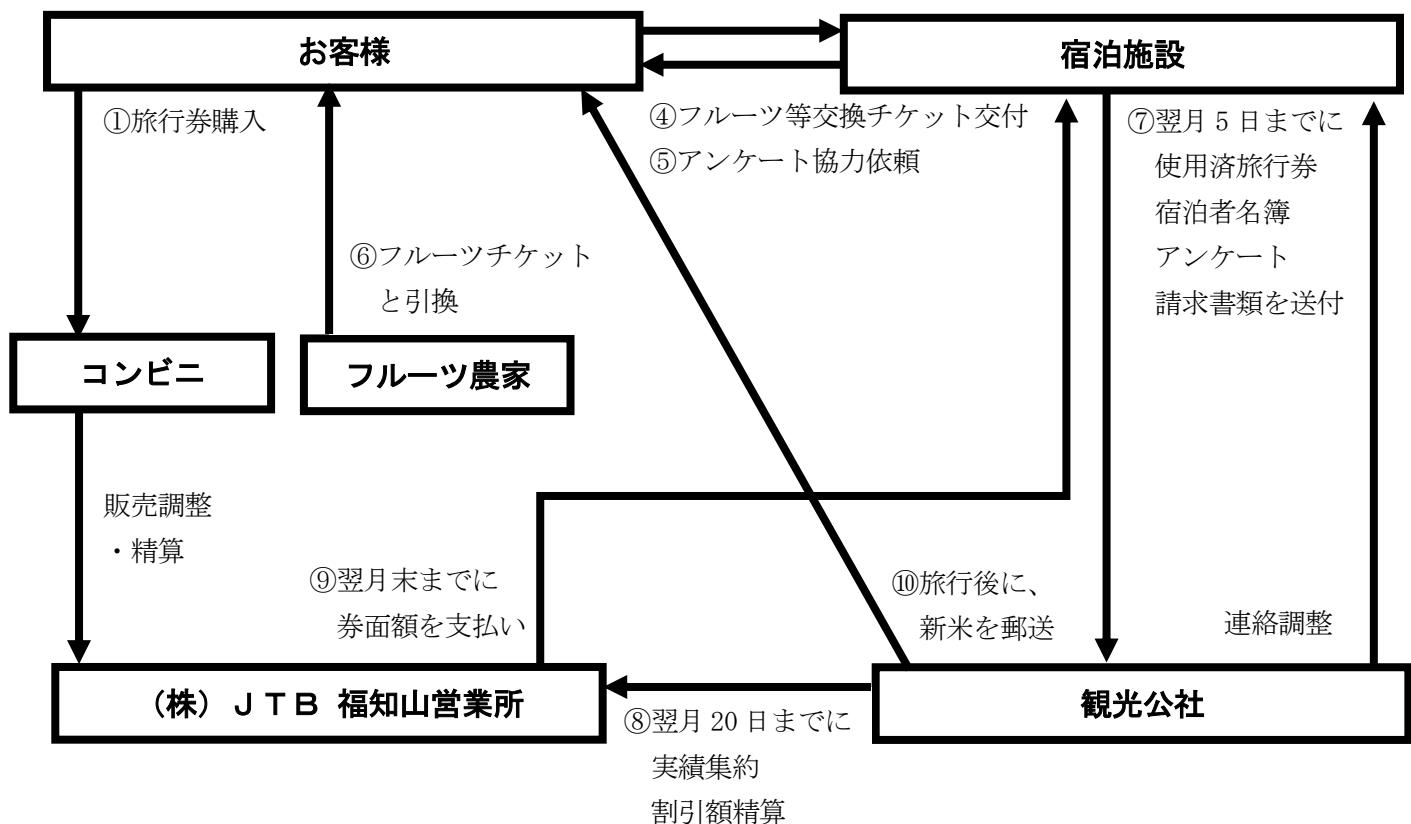
①額面	「5,000円」の旅行券を、2,500円で販売します。
②発行枚数	3,500枚
③販売場所	全国の大手コンビニエンスストア 54,100以上の店舗のマルチメディア端末 (セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ)
④発売期間	令和2年8月1日～10月31日（予定）売り切れた時点で終了
⑤利用施設	本キャンペーンへの参加登録した京丹後市内の宿泊施設のみ
⑥有効期間	令和2年10月31日宿泊分まで
⑦利用内容	1泊につき1人最高2枚まで、連泊の場合は最大3泊まで利用可能とします。 宿泊施設で支払う額を上回る旅行券の利用は不可とします（差額返金不可）。 ①宿泊代金が、1名あたり10,000円未満の場合は、1枚（額面5,000円）まで。 ②宿泊代金が、1名あたり10,000円以上の場合は、2枚（額面10,000円）まで。 ③日帰り利用の場合は、利用不可。 ※利用できるのは、現地での精算の場合のみ。事前決済の場合は使用不可
⑧精算方法	宿泊者が利用した券面額は、翌月末までに(株)JTBから宿泊施設にお支払いします。

6 対象施設 次の（1）と（2）の両方を満たす施設

(1) 旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）に規定する旅館業の営業許可を受けている者が営む施設
(2) 京丹後市や全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会等が作成した「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン（第 1 版）」などを参考に適正な感染防止対策を講じている施設

7 実施手順

②宿泊予約（宿、OTA、公社等。※現地払いのみ）
③宿泊。旅行券を利用し支払い



8 広報

- ①チラシ（DMに同封いただけのチラシを配布予定です。）
- ②観光公社のWEBサイトやFacebook等で周知
- ③JTBのWEBサイト、メールマガジン等で周知

9 参加申込

「キャンペーン参加申込書」に必要事項を記入のうえ、郵送、FAX、メールで観光公社までお申し込みください。キャンペーンへのご参加は無料です。

マニュアル等の詳細は、7月中を目途にご案内します。

10 申込期限 令和2年6月26日（金）まで

11 お問い合わせ・申し込み先

京丹後市觀光公社 担当：宇野、楠本

TEL : 0772-72-6070 FAX : 0772-72-0822 E-mail : info@kyotango.gr.jp

住所：629-3101 京丹後市網野町網野 367 番地アミティ丹後 1F